

水生生物を 飼育・販売・養殖 される皆さんへ

発行：令和 7 年 2 月

作成：環境省自然環境局野生生物課
日本観賞魚振興事業協同組合

編集：自然環境研究センター

水生生物を野外に放流しないで！

ペットショップやインターネットで販売されているヒメダカ、金魚、熱帯魚、水草、貝類といった水生生物の多くは、日本の自然には存在しない生きものです。近所の川や池に放流してしまうと、その地域に元々住む生きものに様々な悪影響を及ぼすことになりますので、絶対にやめましょう。

捕食される



競合する



野外への放流により
起こり得る悪影響



病原体・寄生生物
が持ち込まれるおそれ



交雑する



日本の在来種の場合は、 放流しても問題ないの？



いいえ！日本の在来種であっても、放流してはいけません。
各地域個体群の固有性が失われる可能性があります。

例えば、私たちにとってなじみ深いメダカは、日本に2種（キタノメダカ・ミナミメダカ）が生息しており、さらにそれぞれの種の中に複数の遺伝的に異なる地域個体群が存在しています。各地域個体群は、長い年月をかけてそれぞれの地域で独自に進化してきました。

しかしながら、本来その地域に存在しないはずの特徴をもつメダカが各地で発見されており、これらは飼育されていた別の地域の個体が放流されたことによるものと考えられています。他の地域の個体群が放流され遺伝子が混ざりあうことで、各地域の固有性が失われ、結果的に種としての多様性が失われることに繋がります。

このため、たとえ日本の在来種であったとしても、放流はやめましょう。



異なる地域のメダカ。見た目はほぼ同じでも、遺伝的な構成の違いや、微妙な形態的な差異、温度耐性の違いなどが確認されています。

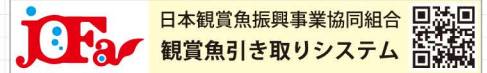
飼育する全ての皆さんへのお願い

▶ 終生飼育（寿命をまっとうするまで飼育）をお願いします。

◆どんな生きものでも、責任を持って最期まで飼育することが大切です。

→どうしても最期まで飼育できないときは、引き取ってくれる人を探してください。まずは家族や友人に相談してみましょう。家族や友人が引き取ってくれなくても、家族の友人、友人の家族はどうでしょうか。ペットの引き取りを行っているお店もあり、日本観賞魚振興事業協同組合では引き取り相談ができる事業者を紹介しています。

→あなたが最期まで責任をもつべき命です。



→**野外への放流は絶対にしないでください。**あなたがみだりに野外に放ってしまう行為は、その地域の生きものたち、生態系に取り返しのつかない多大な悪影響を及ぼす可能性があります。

▶ うっかり逃がさないようご注意ください。

◆水替え時に稚魚が流れ出たり、水槽を洗うときに付着している卵が流出する可能性があります。

→水替え時は、網等を用いましょう。

→下水管へ排水できる場合は、河川に直接繋がっている雨水管よりも、汚水管への排出を優先しましょう。

→養殖業の皆さまにおかれましては、逸出防止対策の確認や、産卵床の管理の徹底をお願いします。

◆自宅の庭やベランダにある水槽は、大雨や台風の日には水があふれ出たり、転覆する可能性があります。

→悪天候が予想される場合は、水槽に蓋をする、あるいは軒先に移動するといった事前の対策を行うようにしましょう。

販売事業者の皆さんへのお願い

▶ 啓発活動にご協力をお願いします。

◆水生生物を初めて飼育する方は、放流による悪影響について知識を持たない可能性があります。

→水生生物の逸出・流出を防ぐためにも、引き続きの啓発活動にご協力をお願いします。

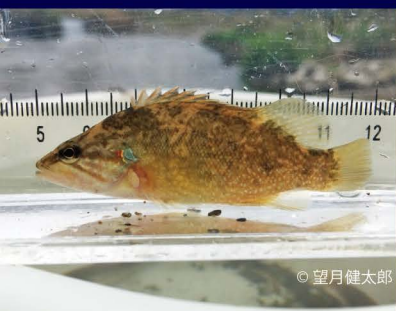
▶ 「水生生物飼育・販売・養殖チェックリスト」の確認にご協力をお願いします。

◆環境省と日本観賞魚振興事業協同組合では、水生生物の飼育や販売、養殖をする際に気をつけるべき項目を取りまとめた「水生生物飼育・販売・養殖チェックリスト」を作成しました。

→水生生物の逸出・流出を防ぐためにも、チェックリストの確認にご協力をお願いします。

日本の生物多様性を保全するために
皆様のご協力をよろしくお願いします

野外で発見された水生生物たち



◎ 望月健太郎



◎ 森宗智彦



◎ 望月健太郎



◎ 高久宏佑

販売・養殖
事業者向け

種の保存法に基づく 特定国内種事業について

環境省では、絶滅のおそれのある野生動植物を種の保存法に基づく国内希少野生動植物種に指定し、捕獲や譲渡し等（販売を含む）を禁止しています。

一方で、国内希少野生動植物種のうち、商業的な繁殖が可能な種を**特定第一種国内希少野生動植物種**に指定し、これらの種については、届出を提出し法定義務を遵守することで、譲渡し・引渡し（有償・無償問わず）を伴う事業を行うことができ、これを**特定国内種事業**といいます。

魚類では、令和 7 年 2 月にゼニタナゴが特定第一種国内希少野生動植物種に指定され、これを譲渡・販売する場合には環境大臣への届出が必要になります（飼育のみの場合は届出不要）。届出様式、記載方式、提出先、経過措置等に関する情報は、環境省 HP にて最新情報を公開しております。



https://www.env.go.jp/page_01654.html

■ 特定国内種事業者の義務 ■

● 届出番号等の表示（法第 31 条）

対象種を陳列・広告するときは、対面販売・インターネット販売を問わず、①届出に記載した氏名又は名称（法人の場合）、②住所、③代表者氏名（法人の場合）、④対象種、⑤届出番号（事業者番号）（※届出受理後に環境省から通知）を見やすいように表示しなければなりません。

● 取引記録の保存（法第 31 条）

対象種に関する取引記録を定められた様式（記載台帳）に記録し、5 年間保存しなければなりません。

● 報告聴取及び立ち入り検査（法第 32 条）

環境大臣の求めに応じて、上記の取引記録（記載台帳）の提出や、施設への立ち入り・書類等の検査を受忍する義務があります。

※この他、特定国内種事業者の氏名・住所等の届出内容は、環境省 HP 上で公表されます（法第 30 条）。



ゼニタナゴについて

ゼニタナゴは、昔から飼育や釣りの対象として親しまれてきたために、安易に放流され遺伝子の異なる河川に放流され定着してしまった事例があります。このような安易な放流は、放流した個体が元々そこにいるゼニタナゴと混ざることによって、本来持っていた地域ごとに独自の遺伝子情報を攪乱してしまいます。こうした放流に関する悪影響を、飼育という機会を通じて広く知っていただき、適切な飼育のあり方を一人一人に伝えていくことが求められています。

このようなことから、ゼニタナゴを販売・養殖する方々には、環境省・日本観賞魚振興事業協同組合共同作成「水生生物飼育・販売・養殖チェックリスト」（次頁）の記入・提出をお願いしております。

コラム

～ 人為的に移植されたゼニタナゴ～

本州北部に分布するゼニタナゴは、オオクチバスの捕食等により激減し、現在は限られた地域でのみ生息しています。2019 年、すでに絶滅したと考えられていた新潟県において、本種が発見されました。当初は未知の生息地が発見されたと考えられましたが、遺伝子解析を行ったところ宮城県の個体群と共通の遺伝子型が検出され、このゼニタナゴは宮城県から人為的に移植されたものであることが明らかとなりました。

ゼニタナゴを含む多くのタナゴ類は、観賞魚や釣りの対象として人気が高いため、このような無許可での移植放流の事例が各地で後を絶ちません。



© 高久宏祐



水生生物飼育・販売・養殖チェックリスト

このチェックリストは、自然界への水生生物の逸出・流出を防ぐために環境省と日本観賞魚振興事業協同組合が作成したものです。水生生物を飼育する際に気をつけるべき項目など大きく5項目に分けてとりまとめています。

各項目についてチェックをつけられるか、ご自身の飼育・販売・養殖環境を確認し、適切な飼育・繁殖・養殖ができているかの目安としてください。

1 飼育環境について

- | | |
|--------------------------|---|
| ☐ | 屋外で飼育する場合には、大雨による増水時に、
個体が飼育・養殖場所から水とともに溢れ出ないよう対策を講じる。 |
| ☐ | 屋外にて半野外環境で飼育する場合、飼育水と野外の水域が接続してない構造にする。 |

2 飼育水を捨てるとき

- | | |
|--------------------------|---|
| ☐ | 水槽や池から排水する際は、排水に網等を通すことにより、
個体が逸出しないよう措置を講じ、下水管へ排水できる場合は、
河川に直接繋がっている雨水管よりも、汚水管への排出を優先する。 |
| ☐ | 観賞魚以外の他の生きもの（エビ類・貝類・水草等）の逸出にも留意する。 |

3 飼育が続けられなくなったとき

- | | |
|--------------------------|---|
| ☐ | 原則として個体が寿命をまっとうするまで飼育する。また、繁殖させる場合は、
自身が管理できる個体数の限界に留意し、みだりに繁殖をさせない。 |
| ☐ | どうしても飼育・販売・養殖を継続できなくなった場合は、
個体の譲渡等に努め、野外への放出・投棄は絶対に行わない。 |

4 販売するとき

- | | |
|--------------------------|---|
| ☐ | 普及啓発資料の掲示・配布等により、放流禁止の普及啓発を行っている。 |
| ☐ | 普及啓発資料の掲示・配布等により、逸出防止措置に取り組むよう普及啓発を行っている。 |

5 絶滅危惧種への配慮

- | | |
|--------------------------|--|
| ☐ | 飼育・販売する魚類や、対象種の飼育・養殖に要するその他の生きもの（水草や二枚貝等）が
絶滅危惧種（環境省レッドリスト掲載種）の場合、野外採集品をできるだけ避けたり、
養殖個体の利用の推進や、生息地保全の取組への参画などにより、絶滅危惧種の保全に努める。 |
|--------------------------|--|